

(表)

様式第一

(用紙A4)

受付日	年 月 日	受付番号	
-----	-------	------	--

特殊車両通行 許可 申請書 (新規、更新、変更< >)
認定

道路管理者 令和 年 月 日

新宿区長 殿

〒□□□ - □□□□

通行開始日	年 月 日
通行終了日	年 月 日

住所

会社名・氏名 印

車種区分	
車両番号等	車名及び型式
他台	-----
他台	-----

代表者名 TEL () -

担当者名 TEL () -

積載貨物	幅	高さ	長さ	品名
	cm	cm	cm	

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	kg	cm	cm	kg	cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	cm	cm	cm	kg	kg

通行区分	往復 片道	通行経路数	経路	通行経路は裏面記入
------	-------	-------	----	-----------

更新又は変更経緯					
申請内容	年 月 日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時	・ ・		/		
前回	・ ・		/		

特殊車両通行 許可証 認定書

新み土特認第 号
年 月 日

申請のとおり 許可 認定 する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可証 認定書の有効期間	自： 年 月 日
	至： 年 月 日

道路管理者
新宿区長

印

通行経路記入欄

(出発地)

(目的地)

備 考

〔Ⅰ〕 申請書の記載事項

1 「許可

認定」及び「(新規、更新、変更)」については、該当するものを○で囲むものとし、変更は〈 〉内に変更事由(車両交換、車両台数の減、通行経路の変更等)を記載すること。

2 「車種区分」の欄には、「トラック」、「建設機械」、「セミトレーラ」、「ポールトレーラ」、「フルトレーラ」、「ダブルス」等具体的に記載すること。

3 「車両番号等」の欄には、道路運送車両法により当該車両に取り付けられた自動車登録番号又は車両番号/自動車予備検査証番号を記載すること。

「車名及び型式」の欄には、道路運送車両法に基づき運輸大臣により指定された車名及び型式を記載すること。

ただし、連結車にあっては、上段にけん引車(トラック、トラクタ)、下段に被けん引車(トレーラ)の登録番号等を記載すること。

4 「車両諸元」の欄中「最小隣接軸距」には、隣り合う車軸に係る軸距のうち、最も小さいものを記載すること。

また、「隣接軸重」には、最小隣接軸距に係る軸重の和を記載すること。

5 「更新又は更新経緯」の欄中「車両台数」の欄には、トラック、トラクタ/トレーラの台数を記載すること。

6 「通行経路記入欄」については、出発地、主たる経由地、目的地を記載すること。

なお、複数経路の場合は通し番号を付すこと。

7 申請書には、次の書類及び図面(以下「附属書類」という。)を添付すること。

ただし、道路管理者が定める場合においては、車両の諸元に関する説明書及び経路表に代えて当該書類に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクによることができる。

(1) 道路運送車両法による自動車検査証の写し

(2) 車両の諸元に関する説明書

(3) 経路図及び経路表

(4) 道路運送法による一般旅客自動車運送事業の免許を受けているものにあつては、当該免許証の写し

8 更新又は変更の場合にあっては、附属書類の一部を省略することができる。

〔Ⅱ〕 許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱上の注意

1 本証の交付を受けたものは、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。

2 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することができない。

3 通行に際し、本証及び附属書類に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。

4 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。

5 本証及び附属書類に記載されている事項中車両諸元、通行経路等に変更があつた場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。

6 以上の各事項に違反した場合には、道路法の規定に基づく懲役又は罰金の刑に処せられることがある。

〔Ⅲ〕 不服申立て及び取消し訴訟

1 この処分について、不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に新宿区長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において新宿区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第二

車両内訳書

No.	車両登録番号	車体の形状及び積載重量	長さ	幅	高さ	車両総重量	車検有効期限
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

様式第三

工事に伴う工事用車両の通行計画について

新宿区長 殿

年 月 日

工事施工者

(法人名)

代表者名

印

住 所

担当者名

連絡先

下記の工事に伴う工事用車両の通行計画を提出いたします。

記

1	工事名称	
2	工事場所	
3	工事期間	
4	添付書類	
	①工事場所案内図	補足資料
	②工事工程表に伴う車種別重量別発生台数表	協議録 (警察等)
	③工事用車両通行経路図・現況道路有効幅員・交差点状況・路面写真	周辺住民、学校、福祉施設等への説明概要 (説明会議事録等)
	④交通整理員等の配置計画	
	⑤工事用車両通行時の注意事項 (車両の使用者及び運転者への指導文書の写し)	

(表)

様式第一

(用紙A4)

受付日	年 月 日	受付番号	
-----	-------	------	--

特殊車両通行 **許可認定** 申請書 (新規) 更新、変更< >

道路管理者 新宿区長 殿 令和 年 月 日

〒□□□ - □□□□

通行開始日	2年 5月 21日
通行終了日	3年 2月28日

住所

会社名・氏名 印

車種区分	コンクリート ミキサー車
------	-----------------

代表者名 TEL () -

車両番号等	車名及び型式
-------	--------

担当者名 TEL () -

他台	
他台	

積載貨物	幅	高さ	長さ	品名
	cm	cm	cm	生コン

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	12620 kg	cm	cm	kg	648 cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	221 cm	cm	cm	kg	kg

通行区分	往復 片道	通行経路数	経路	通行経路は裏面記入
------	-------	-------	----	-----------

更新又は変更経緯					
申請内容	年 月 日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時	・		/		
前回	・		/		

特殊車両通行 **許可証認定書** 新み土特認第 号
年 月 日

申請のとおり **許可認定** する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可証認定書の有効期間	自： 年 月 日
	至： 年 月 日

道路管理者
新宿区長

印

(裏)

通行経路記入欄

(出発地) 練馬区△△台□丁目○番○号

(目的地) 新宿区若松町○番○号 (仮称) 新宿組合事務所

抜弁天通り⇒区道〇〇—〇〇〇⇒目的地

目的地⇒区道〇〇—〇〇〇⇒区道〇〇—〇〇〇⇒大久保通り

備考

〔Ⅰ〕 申請書の記載事項

1 「許可

認定」及び「(新規、更新、変更)」については、該当するものを○で囲むものとし、変更は〈 〉内に変更事由(車両交換、車両台数の減、通行経路の変更等)を記載すること。

2 「車種区分」の欄には、「トラック」、「建設機械」、「セミトレーラ」、「ポールトレーラ」、「フルトレーラ」、「ダブルス」等具体的に記載すること。

3 「車両番号等」の欄には、道路運送車両法により当該車両に取り付けられた自動車登録番号又は車両番号/自動車予備検査証番号を記載すること。

「車名及び型式」の欄には、道路運送車両法に基づき運輸大臣により指定された車名及び型式を記載すること。

ただし、連結車にあっては、上段にけん引車(トラック、トラクタ)、下段に被けん引車(トレーラ)の登録番号等を記載すること。

4 「車両諸元」の欄中「最小隣接軸距」には、隣り合う車軸に係る軸距のうち、最も小さいものを記載すること。

また、「隣接軸重」には、最小隣接軸距に係る軸重の和を記載すること。

5 「更新又は更新経緯」の欄中「車両台数」の欄には、トラック、トラクタ/トレーラの台数を記載すること。

6 「通行経路記入欄」については、出発地、主たる経由地、目的地を記載すること。

なお、複数経路の場合は通し番号を付すこと。

7 申請書には、次の書類及び図面(以下「附属書類」という。)を添付すること。

ただし、道路管理者が定める場合においては、車両の諸元に関する説明書及び経路表に代えて当該書類に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクによることができる。

(1) 道路運送車両法による自動車検査証の写し

(2) 車両の諸元に関する説明書

(3) 経路図及び経路表

(4) 道路運送法による一般旅客自動車運送事業の免許を受けているものにあつては、当該免許証の写し

8 更新又は変更の場合にあっては、附属書類の一部を省略することができる。

〔Ⅱ〕 許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱上の注意

1 本証の交付を受けたものは、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。

2 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することができない。

3 通行に際し、本証及び附属書類に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。

4 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。

5 本証及び附属書類に記載されている事項中車両諸元、通行経路等に変更があつた場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。

6 以上の各事項に違反した場合には、道路法の規定に基づく懲役又は罰金の刑に処せられることがある。

〔Ⅲ〕 不服申立て及び取消し訴訟

1 この処分について、不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において新宿区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。